

奈良市保留地売払一般競争入札の実施について

奈良市では、平成 30 年度に一般競争入札にて保留地の売払いを予定しており、下記内容にて実施します。

記

1 入札に付する保留地物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。

物件番号	位置	地積（㎡）	用途地域	建ぺい率/容積率	建築物の高さの最高限度（m）	ライフラインの引込み	最低入札価格（円）
1	25 街区 3 画地	220.41 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	有	22,018,000 円
2	26 街区 3-1 画地	147.47 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	14,127,000 円
3	26 街区 3-2 画地	147.47 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	有	15,336,000 円
4	29 街区 8-1 画地	200.01 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	20,801,000 円
5	29 街区 8-2 画地	171.90 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	有	19,080,000 円
6	31 街区 4-1 画地	161.30 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	16,130,000 円
7	31 街区 4-2 画地	161.36 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	16,039,000 円
8	31 街区 4-3 画地	161.36 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	17,104,000 円
9	31 街区 4-4 画地	161.32 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	有	17,422,000 円
10	32 街区 5-1 画地	189.68 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	無	18,854,000 円
11	32 街区 5-2 画地	189.67 ㎡	第一種 住居地域	60/200	15m	有	20,105,000 円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市 J R 奈良駅周辺整備事務所、又は J R 奈良駅周辺整備事務所のホームページをご覧ください。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 保留地の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (3) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できること。
- (5) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

4 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 入札締切日までに入札参加の申込が完了していない者

(2) 入札保証金の納付

- ①入札に参加する者は、物件ごとに¥200,000 円の入札保証金を納付。
- ②入札保証金は、奈良市が指定した金融機関で奈良市発行の納付書で振り込む。
- ③入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

5 入札時間及び方法

(1) 入札時間 平成30年12月21日(金) ※入札時間の20分前には来場すること

物件番号	物件	時間
1	25 街区 3 画地	9 時 00 分～
2	26 街区 3-1 画地	9 時 30 分～
3	26 街区 3-2 画地	10 時 00 分～
4	29 街区 8-1 画地	10 時 30 分～
5	29 街区 8-2 画地	11 時 00 分～
6	31 街区 4-1 画地	13 時 30 分～
7	31 街区 4-2 画地	14 時 00 分～
8	31 街区 4-3 画地	14 時 30 分～
9	31 街区 4-4 画地	15 時 00 分～
10	32 街区 5-1 画地	15 時 30 分～
11	32 街区 5-2 画地	16 時 00 分～

(2) 入札方法

- ① 入札日当日、必要書類を持参の上、入札会場（JR奈良駅周辺整備事務所）にて入札。
- ② 入札は一度のみで、再入札は行なわない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

6 開札及び落札者の決定

- (1) 入札締め切り後、ただちに同所で開札。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。
- (4) 再入札は行なわない。
- (5) 土地区画整理事業保留地処分規則・第14条に基づき、入札者が1人である時は、その入札は成立しないものとする。今回の売却においては、随意契約は行わない。

7 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

8 契約書その他書類の提出

- (1) 落札者は、保留地売却決定通知書を受けた日から5日以内に、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が提出期限までに契約書その他必要な書類を提出しない場合は契約の相手方とする旨の決定を取り消す。契約保証金は奈良市に帰属する。

9 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、契約締結日から60日以内に奈良市が指定する金融機関で奈良市発行の納入通知書により当該契約に係る売払代金の残金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

10 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

1 1 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び奈良市保留地売払一般競争入札の案内書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 2 その他

- (1) 入札参加者は、奈良市保留地売払一般競争入札の案内書を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に奈良市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、奈良市保留地売払一般競争入札の案内書に記載する事項にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、かし担保責任を負わない。
- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがある。契約者は奈良市の通知する期間内に自己の費用で当該契約に係る保留地を現状に回復して引き渡す。引渡し完了後、既納の契約代金を還付する。

問い合わせ先

奈良市三条本町1番80号

奈良市 都市整備部 JR奈良駅周辺整備事務所

電話: 0742-36-0360

E-mail : narajimu@city.nara.lg.jp